

欧米で高まる人権デュー・ディリジェンス要請

◆米国は中国のウイグル地区で生産された製品の輸入を全面的に禁止

2021年12月23日、人権侵害を理由に、中国のウイグル地区で生産された製品の輸入を全面的に禁止する「ウイグル強制労働防止法」が米国で成立した。成立後180日を経た22年6月下旬に施行される。

米国では、これまでも人権侵害を理由にした輸入差し止め措置はあったが、CBP（税関・国境警備局）の調査により人権侵害が認められた製品のみ適用されていた。ウイグル強制労働防止法の施行後は、ウイグル地区で一部でも生産された製品は強制労働により生産されたものとみなされ、全面的に輸入が禁止となる。輸入をしたい場合は、これまでのCBPの調査に代わり、輸入者自らが「人権侵害をして生産された製品ではないこと」の明確な証拠を示して、輸入許可を得る必要がある。

◆欧州では人権デュー・ディリジェンスを義務化する法律が相次いで制定

欧州でも人権に関する企業への圧力が高まっている。

フランスでは17年に「企業注意義務法」が施行された。対象はフランス国内に本社を置く従業員数が5,000人以上の企業などで、サプライチェーンでの人権リスクの把握と改善の実施、調査結果の公表が義務付けられた。

オランダでは、19年に「児童労働デュー・ディリジェンス法」が制定された（施行時期は未定）。対象となるのは、オランダ市場に製品やサービスを提供・販売する全ての企業で、サプライチェーン上における児童労働の有無の調査・公表が義務付けられる。

またドイツでも23年1月から「サプライチェーン注意義務法」が施行され、ドイツ内に登記されている従業員数3,000人以上の企業は、人権リスクに関するデュー・ディリジェンスが義務化されることになる。

自社に海外の拠点がなくても、欧米の取引先からサプライチェーンでの人権リスクについての調査や宣誓書の提出などを要請される可能性があり、日本企業も人権リスクと無縁ではられない。

【今村弘史】